

豊 田 市

一般廃棄物処理基本計画

概要版（案）



ミライにつながる
循環型のまちをめざして

はじめに

2026年度

前期

2026-2030

2030

10年間 計画期間

2035年度

後期

2031-2035

「豊田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という）では、適切な一般廃棄物処理を推進すると共に、豊田市（以下、「本市」という）の持続可能かつ安定的なごみ処理体制の確保や将来に渡って効率的なごみ処理行政の実現を目指しています。

近年のごみ処理を取り巻く状況や社会経済情勢の変化、本市が持つ様々な地域特性も踏まえ、将来の姿を見据えた目標や施策を設定し、それらを実現・実行するための市民・事業者・本市の役割を定めるものです。

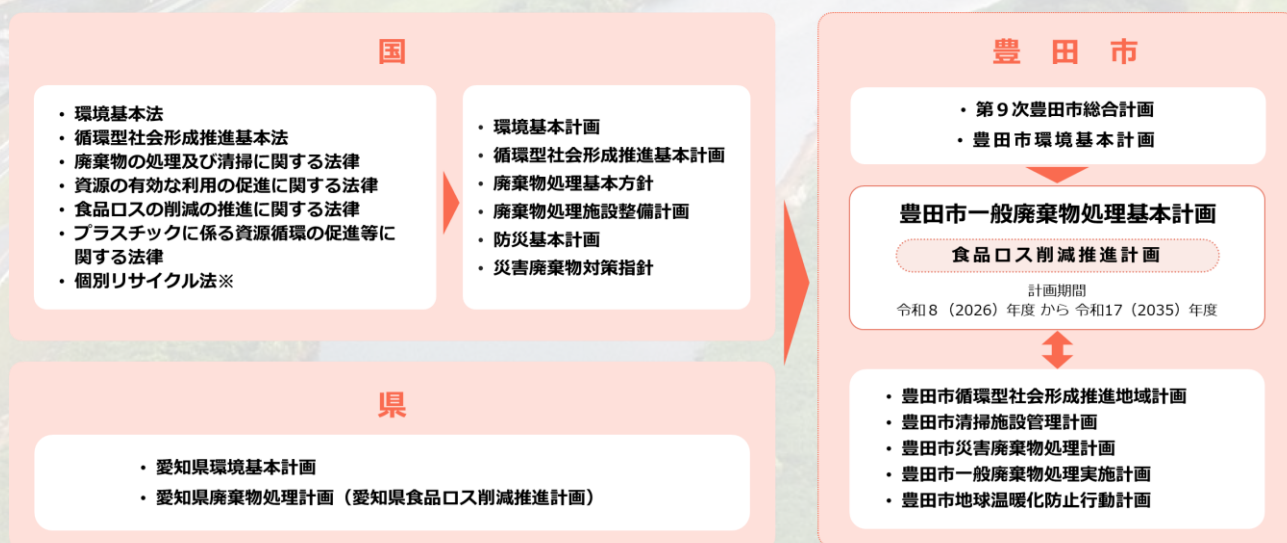
本計画の計画期間は2026年度から2035年度までの10年間とし、中間目標年度の2030年に見直しを行います。

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。

国の法律・計画や愛知県廃棄物処理計画、本市の第9次豊田市総合計画や豊田市環境基本計画等といった上位計画で定めている一般廃棄物処理に関する事項を具体化させるための施策等を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律に規定する市町村食品ロス削減推進計画を本計画に内包しています。

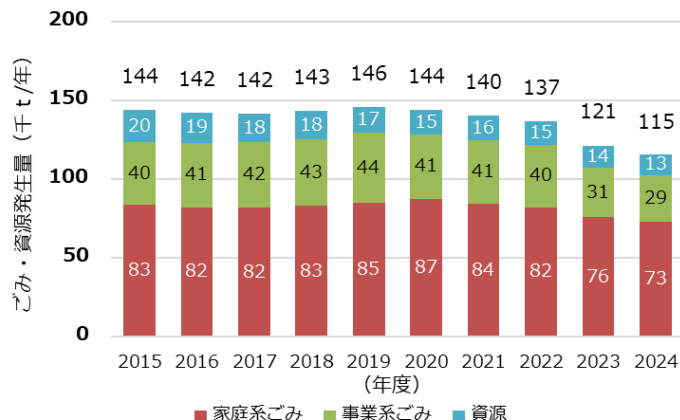


※個別リサイクル法には、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、グリーン購入法を含む。

1.ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の現状 / 家庭系ごみ・事業系ごみ

家庭系ごみは、2017～2020年度にかけて増加傾向でしたが、2021年度以降減少に転じています。事業系ごみは、2019年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。



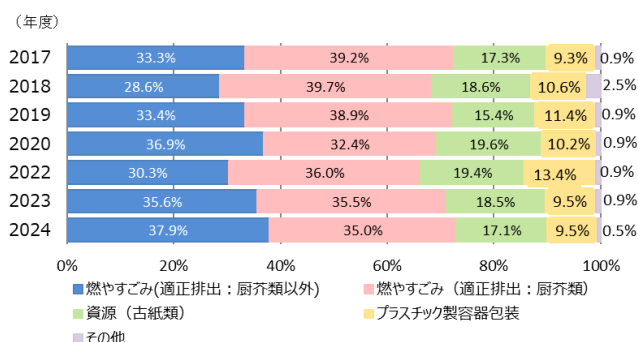
将来のごみ焼却施設更新に向けた燃やすごみの削減

- 焼却処理されているごみの中には、資源も一定量含まれています。循環型社会の構築や温室効果ガスの排出削減、ごみ処理経費削減のため、資源分別の促進による更なる減量が必要です。
- 事業系ごみには不適正排出が一定量含まれており、事業者への啓発が必要です。

燃やすごみ中の資源等の分別促進

- 焼却処理されているごみには、食品ロスやレジ袋など発生を抑制できるものや資源として回収している容器包装などが含まれています。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応するため、現在は燃やすごみとなっているプラスチック使用製品も、今後は資源として分別・資源化する必要があります。
- 事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物の適切な分別と資源化を促進していく必要があります。

家庭系燃やすごみの組成割合の推移



脱炭素社会の実現に向けた廃棄物分野での対応強化

本市の公共施設や事業から排出される温室効果ガスの約48%が一般廃棄物の焼却に起因しています。脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野での排出削減が一層求められます。

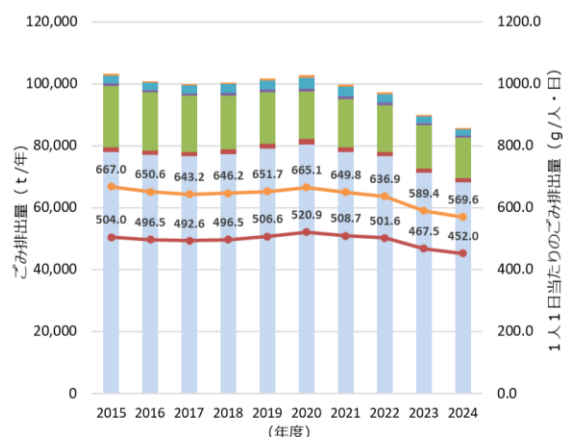
持続可能な廃棄物処理の仕組み・体制づくり

- 人口減少や財政状況の変化の下においても公衆衛生の確保と循環型社会の推進に資する廃棄物処理を維持・継続することが必要です。
- 大規模災害発生時の災害廃棄物の処理や市民生活の早期復旧、平時から災害発生後の廃棄物処理を想定した体制づくりが求められます。

市民が資源回収に参加・協力しやすい環境整備の拡充

市民アンケートにおいて、約9割の方がリサイクルステーションを日常的に利用している結果となっていますが、リサイクル率の向上にはつながっていない状況です。

家庭系ごみの排出状況



ごみ処理行政を通じた他分野連携や地域課題の同時解決の視点が不足

地域の人材や財源等は限られていますが、持続可能な地域づくりにおいては廃棄物処理・資源循環の維持継続以外にも多くの課題があります。

市が伝えたい情報や実施している取組が市民に浸透してない

市民ヒアリングにより、市が作成している媒体やツール、それらの中の正しい情報に気付いていない結果が多くありました。

部局や市民団体・事業者との連携不足

市民・事業者ヒアリングから他部局や各地域、市民団体、事業者がそれぞれの地域等で抱える課題等に対し、市からの支援や市との連携体制が整っていないことが、改めて明らかになりました。

2.基本理念及び施策の柱

基本理念

ミライにつながる循環型のまちをめざして

市民・事業者・行政の各主体がつながり取り組みやすい仕組みと体制をつくります

“ミライ”に込めた思い

現状の延長線上の“未来”を受け入れるのではなく、自らの行動で新しい将来を築き上げるという意味を込めて“ミライ”を使用。

第9次総合計画の将来像である「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」を踏まえ、次のとおり施策の柱を設定しました。

施策の柱①

廃棄物の発生抑制の促進

優先すべき施策として発生抑制（リデュース）を推進します。

事業者・市民が生産・流通・消費から処理に至る全ての段階で、ごみにしないための取組を実施していけるように、本市では、環境学習機会の創出やまだ使えるものを、必要としている人につなげるサービスを提供します。

施策の柱②

資源の循環利用の促進

本来、資源として利用可能なものも一定量がごみとして排出されています。発生抑制に続く取組として、資源の循環利用を推進します。市民・事業者との共働により適切に分別等を行い、行政だけでなく事業者や民間処理施設とも連携して再生利用（リサイクル）を行います。

施策の柱③

廃棄物処理の脱炭素化

経済性や環境負荷を考慮し、廃棄物として処理せざるを得ないものは、焼却施設でのエネルギー回収と利活用を進めます。

また、効率的な収集運搬体制の構築や環境低負荷の車両等を導入し、化石燃料の消費削減を推進します。

施策の柱④

廃棄物の適正処理の推進

市民・事業者が、ルールに則った適正排出を実践してもらえる対策を行います。

発火のおそれがあるごみや産業廃棄物の混入を防ぎ、廃棄物の適正処理を推進するため、テーマや対象に応じて排出者への啓発を実施します。また、DX等を活用し不法投棄・不適正処理の早期発見・未然防止に努めます。

施策の柱⑤

持続可能な廃棄物処理体制の構築

将来的にも安定したごみ処理を行うとともに、都市部と山村部の地域特性、超高齢社会への対応や災害時の対策も含めたごみ処理体制を計画的に整備していきます。

また、処理施設の整備・維持管理計画・財政負担の平準化等を意識し、市民のごみ排出方法や収集運搬体制を含めた、適切なごみ処理システムを検討します。

施策の柱⑥

学習機会・知識の提供・情報発信

市が実施する取組の多くは市民・事業者の自発的な行動が基盤となります。

市民・事業者には各取組の必要性や意義を理解してもらい、興味を持ってもらえるように、世代や居住地、立場・状況に応じ発信する情報の内容や場所、発信媒体・ツールを使い分け、効果的な情報発信を進めます。

施策の柱⑦

共働の推進

事業に応じて、豊田市と様々な主体が連携することで、より効果的に取組を進めていくことが期待できます。

市民団体や事業者・業界団体等との連携体制を構築し、一人一人が自ら学び・考える仕掛けづくりを進め、参加しやすい環境を整えます。



3.計画の実現にむけた施策

施策

施策柱	基本施策	事業（抜粋）
1	家庭系ごみの発生抑制	食品ロス削減に向けた取組・啓発・情報発信事業【重点】
	事業系ごみの発生抑制	事業者・従業員向け啓発・勉強会事業【新規】
	使用済製品等の再利用の促進	搬入ごみ等再利用施設「リユーススポット」事業【新規】
2	資源の再生利用の促進	製品プラスチックの再商品化の促進事業【重点】
	新たな資源化方法の検討	使用済み紙おむつの再生利用の検討事業【新規・重点】
3	バイオマス・再生材利用等の検討	バイオマス・再生材利用等の導入検討事業【新規】
	廃棄物からのエネルギー回収・活用の推進	植物性廃食用油資源化事業【重点】
	効率的・安定的な収集・運搬体制の構築	ごみ収集サポートシステム導入事業【新規】
4	不適正排出防止への対策強化	リチウムイオン電池対策【新規・重点】
	不法投棄・不適正処理への対策強化	DX・AI・IoTを活用した不法投棄等の早期発見・対策の検討
5	災害廃棄物処理体制の強化	災害廃棄物処理体制の整備【重点】
	安定かつ効率的なごみ処理体制の構築	新ごみ焼却施設整備及び運営の検討【新規】
	費用負担の在り方の検討	ごみ処理費用負担の検討
各事業の基盤		
6	分かりやすい情報の公開・発信	戦略的な情報発信【新規・重点】
7	各主体との連携体制構築と市民参加の機会創出	ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくり【新規・重点】

重点事業

家庭系ごみの発生抑制

食品ロス削減に向けた取組・啓発・情報発信事業

市民に対して、食品ロス削減に関する取組、啓発と情報発信
これまで実施している事業を評価し、必要に応じて内容の見直しや強化を図る。

資源の再生利用の促進

製品プラスチックの再商品化の促進事業

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応し、プラスチック製容器包装にプラスチック製品等を加えたプラスチック資源の再商品化を検討・促進

新たな資源化方法の検討

使用済み紙おむつの再生利用の検討事業

今後、高齢化が進み、おむつの発生量が増加することが想定されることから、再生利用に向け検討を実施

廃棄物からのエネルギー回収・活用の推進

植物性廃食用油資源化事業

回収した植物性廃食用油を精製して、資源として再利用

不適正排出防止への対策強化

リチウムイオン電池対策

回収方法の見直し検討や市民に対する分別の周知徹底

災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物処理体制の整備

地域や民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築

10年計画で未来を切り拓く

10年間の計画期間を前期と後期に分け、2030年度を中間目標年度、2035年度を最終目標年度とします。中間目標年度においては、前期計画期間の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

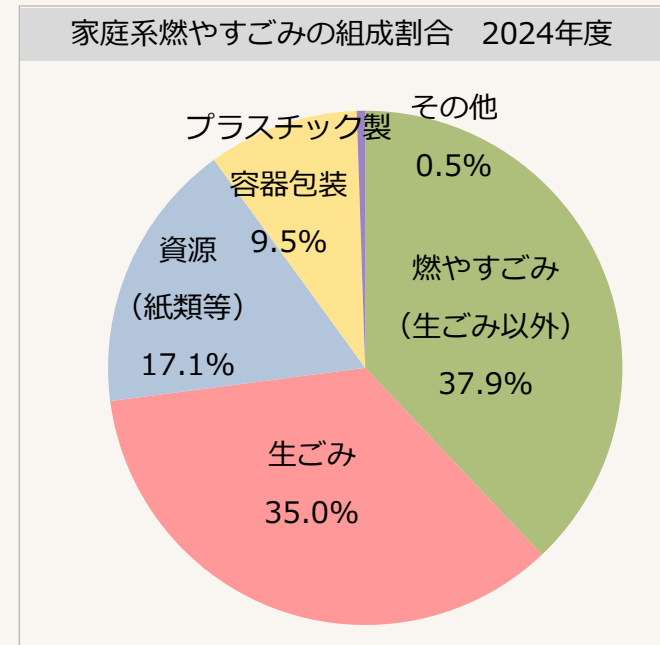
第9次総合計画等の上位計画における指標を踏まえた本計画における指標及び目標値は以下のとおりです。

指標	状況※1	基準年 (2023年度)	目標 (2035年度)
① 1人1日当たりのごみ排出量 i) 家庭系ごみ(燃やすごみ) ii) 家庭系ごみ(資源を除く)	目標値 変更	467.5 g 497.3 g	422.6 g 454.3 g
② 燃やすごみ排出量 (家庭系+事業系)	内容見直し	99,671 t/年	89,544 t/年
③ 最終処分量(直接埋立)	目標値 変更	1,226 t/年	1,097 t/年
④ 家庭系ごみ分別適正率※2 i) プラスチック使用製品廃棄物	新設	21.7%	40.5%

※1 状況：前回計画からの指標の変更状況
※2 分別適正率＝資源化量/（燃やすごみ中の資源混入量＋資源化量）

食品ロス削減を目指して

本市の家庭から排出される燃やすごみの組成は、生ごみ（食品ロスを含む生ごみ等）が35%、生ごみ以外の燃やすごみが37.9%、紙類等の資源が17.1%、プラスチック製容器包装が9.5%となっています。資源（紙類等）とプラスチック製容器包装は、本来、分別回収すべきものです。リサイクル可能な資源やプラスチック製容器包装を正しく分別することで、燃やすごみの排出削減や最終処分量の削減、ごみ分別適正率の向上につながります。



目標達成に向けて

✓ 食品ロスとは？
本来は、まだ食べることができるのに、捨てられてしまう食品のこと。
食べ残しや賞味期限切れ、調理の際の過剰な除去など



✓ 資源物はどう判断するの？

プラマークはプラスチック製の容器包装を対象に表示されています。
紙マークは、紙製の容器包装を対象に表示されています。
これらのマークが着いているものは、積極的に分別して資源として排出しましょう。



計画の成功に向けた共働の取組

計画の適切な進行・管理のためには、行政による計画の評価、改善だけではなく、市民、事業者もそれぞれの役割に応じて計画の推進に参加し、自分事として主体的に取り組む必要があります。本計画を推進する主体は以下のとおりです。



6.安定的なごみ処理体制の確保に向けた施設整備の検討

廃棄物処理施設の現状と管理

本市では、ごみ焼却施設2施設、資源化施設2施設の計4つの中間処理施設と、供用中及び埋立てが終了し廃止に向けた管理を行っている2つの最終処分場を有しています。

検討施設

- ごみ焼却施設** 愛知県ごみ処理広域化・集約化計画に沿って2037年度以降を目安に統合
焼却処理能力が300 t/日以上での1施設での処理体制を目指す。
- プラスチック製容器包装資源化施設** 今後実施予定の「製品プラスチックの再商品化の検討・促進事業」に応じて、施設の廃止又は改造
- 最終処分場** グリーン・クリーンふじの丘の第2期区画工事の検討

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036以降 (R18)	
渡刈クリーンセンター	延命化 修繕											稼働
藤岡プラント	稼働											
新焼却施設	計画等検討期間 ※今後の検討状況に依るため、以降のスケジュールは未定でありイメージするものである									設計・建設 ※目標時期未定		稼働
プラ資源化施設	稼働			製品プラスチックの再商品化事業に応じてあり方の検討								
緑のリサイクルセンター	稼働											
グリーン・クリーン ふじの丘 (第1期)	稼働											
グリーン・クリーン ふじの丘 (第2期)	計画等検討期間 ※今後の検討状況に依るため、以降のスケジュールは未定でありイメージするものである											
勘八不燃物処分場	浸出水 処理施設改良			稼働 (廃止に向けた維持管理)								

7.生活排水処理の現状と課題

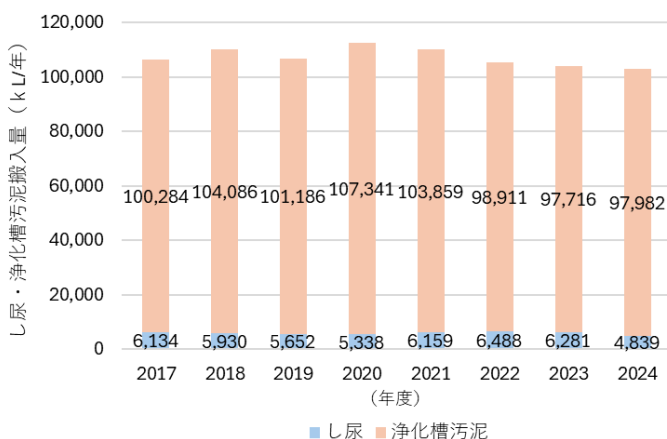
生活排水処理の現状

本市は、2022年5月に見直しを行った「豊田市污水適正処理構想」に基づき、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進しています。

生活排水処理の現状

本市で排出されるし尿・浄化槽汚泥は、「砂川衛生プラント」「逢妻衛生プラント」の2施設で、微生物の浄化作用を利用した生物処理を行っています。「逢妻衛生プラント」では処理工程で発生した余剰汚泥を乾燥及び焼却し肥料に活用することで最終処分量を減量しています。

2024年度の砂川衛生プラントと逢妻衛生プラントへのし尿・浄化槽汚泥の搬入量は約103,000kLとなっています。



生活排水処理の課題

【全体】

・污水处理人口普及率が、全国平均・愛知県平均をいずれも下回っており、今後も污水处理施設の整備を進める必要があります。

・厳しさを増す財政状況の中で、公営企業会計の健全性を維持した上で、持続可能な生活排水処理を推進していく必要があります。

【浄化槽】

・合併処理浄化槽への転換促進及び適正な維持管理の推進を図る必要があります。

【収集運搬】

・人口減少等に伴う、し尿・浄化槽汚泥の発生量減少や将来の処理施設の立地状況に応じた、効率的な収集運搬体制の構築が必要です。

【施設整備】

・老朽化や大規模地震に対する耐震化等、安全・安心な施設の維持が必要です。

・老朽化に伴う、主要機器の更新と適切な維持管理や処理対象人口減少に伴う、処理フローの見直し、施設統廃合の検討が必要です。

8.生活排水処理の基本方針・目標値の設定

基本方針

- ① 集合処理及び個別処理両輪での、水環境への負荷低減のための取組の推進
- ② し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集運搬体制の構築
- ③ し尿・浄化槽汚泥の効率的・安定的な処理体制の維持

目標値

豊田市污水適正処理構想では、2026年度を目標年度として「污水处理人口普及率」95%を目指しています。

本計画においては2027年度以降も、污水处理人口普及率のさらなる向上を目標とします。

目標

污水处理人口普及率※の向上

※公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

